

勸告	図表番号
<p>(2) 農道橋及び林道橋の長寿命化対策の取組の推進</p> <p>○ 農道及び林道の現状</p> <p>農道は、農業生産性の向上及び農産物流通の合理化を図るとともに農村地域の生活環境の改善に資するため農道整備事業等により整備され、その多くは、農業利用に供すると同時に、農山村地域の生活道路として一般道と地域交通ネットワークを構成している。</p> <p>一方、林道は、林業経営や森林管理など森林を有効に利用するため森林整備事業等により整備され、現在、市町村が管理する林道のうち一定要件林道（注1）が約2割みられる。</p> <p>橋梁の構造をみると、農道橋は、主に道路構造令（昭和45年政令第320号）に準拠して設計され、農道橋の中には、道路橋と同様の構造を有するものがあり、また、林道橋は、林道規程及び林道技術基準（平成10年3月9日付け10林野基第812号林野庁長官通知）に基づき設計され、林道橋の中には道路橋と同様の構造（注2）を有するものがある。</p> <p>（注1）市町村が管理している幅員4m以上の林道のうち、林道の両端（起点及び終点）が道路法に基づく道路に接続（一定要件林道等を介して接続する場合を含む。）し、かつ、林道台帳作成済みの道路をいう。</p> <p>（注2）「林道規程」では、林道の種類は、i）自動車道、ii）軽車道、iii）単線軌道となっており、さらに、自動車道は、i）自動車道1級（国道、都道府県道等と連絡する幹線）、ii）自動車道2級（自動車道1級及び自動車道3級以外のもの）、iii）自動車道3級（小利用区域に係る支線及び分線等）に区分されている。</p> <p>これらのうち、自動車道1級又は2級の一部は、一般道と同様に自動車道の設計に用いる設計車両の荷重が245kN（キロニュートン）となっている。</p> <p><b>ア 農道保全対策事業の活用の推進</b></p> <p><b>【制度の概要等】</b></p> <p>農林水産省は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第15条第1項に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）により、19年度から、増加する農道の更新対策への取組として、これまでの事後保全的な対策に予防保全的な仕組みを加え、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図るとともに、災害等の不測の事態が発生した場合の緊急対策を制度的に整備し、農道ストックの保全対策の充実強化を図るものとして農道保全対策事業を実施している。</p> <p>農道保全対策事業は、i）橋梁等の施設について、利用環境の把握、現状機能の評価、保全対策の検討に必要な調査及び保全対策計画の策定を行う「点診断事業」、ii）老朽化等により機能低下した施設の修繕、補強及び更新並びに施設機能の保全に必要なその他の工事を行う「保全対策事業（施設機能保全対策）」などを行うこととしている。</p> <p>農道保全対策事業の実施に当たっては、事業を実施する農道を管理する市町</p>	<p>表 3-(1)-⑪</p> <p>表 3-(1)-⑫</p>

村長等は、当該農道の利用状況、管理の状況、周辺環境の状況、事業の必要性及び将来の管理方針を取りまとめた農道保全対策基本方針を作成し、都道府県知事の承認を得るものとし、都道府県知事は、当該基本方針の範囲内で補助事業として実施する路線について農道保全対策事業計画を作成し、実施するものとされている。

また、都道府県知事は、「点検診断事業」を実施した場合には、施設の点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた農道保全対策計画を作成するものとされている。

### 【現状及び問題点等】

農道保全対策事業のうち、農道橋の維持管理・更新に関する事業である点検診断事業及び保全対策事業（施設機能保全対策）の実施状況を調査した結果、次のとおり、これらの事業を活用した農道橋の点検・修繕等の実施は低調となっている。

- ① 平成19年度及び20年度の全国における農道保全対策事業の実施状況をみると、同事業を実施しているものは全国で31地区あり、これらのうち、農道橋について、i) 点検診断事業を実施しているものは10地区の116橋、ii) 保全対策事業（施設機能保全対策）を実施しているものは10地区の48橋となっている。しかし、平成20年8月1日現在、全国に設置されている農道橋は3,120橋となっており、農道保全対策事業のうち点検診断事業を活用して点検診断を実施した農道橋は3.7%となっている。

表11 全国における農道保全対策事業の実施状況 (単位：地区、橋)

区 分		平成19年度	20年度	計
実施地区数		1	30	31
うち、農道橋の点検、補修等を実施したもの	点検診断事業	地区数	0	10
		橋梁数	0	116
	保全対策事業（施設機能保全対策）	地区数	0	10
		橋梁数	0	48

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 平成20年12月1日現在である。  
 3 調査時点（平成20年12月1日）において、事業が完了した地区がないため、事業着手年度に計上した。  
 4 点検診断事業及び保全対策事業（施設機能保全対策）を実施した地区・橋梁の中には、点検診断事業と併せて保全対策事業（施設機能保全対策）を実施しているものが5地区あるため、農道橋の点検、補修等を実施したものの総数は計15地区・130橋となっている。

なお、点検診断事業を実施している農道橋をみると、「農道保全対策事業実施要領」（平成19年3月30日付け18農振第1877号農林水産省農村振興局長通知）において同事業に係る採択基準（注）は特段定められていないが、10地区（計116橋）において、橋長15m以上の農道橋を点検診断対象としているものが92橋（79.3%）で、このうち100m以上の農道橋が24橋（20.7%）

あるなど、橋長が比較的長い農道橋が点検の対象となっている。

(注) 農道保全対策事業実施要領において、保全対策事業の採択基準は、受益面積の合計が50ha以上かつ総事業費の合計が3,000万円以上となっているが、点検診断事業については、この限りではないとされている。

表 12 点検診断事業の実施状況 (単位：橋、%)

区 分		橋梁数
点検を実施した橋梁の橋長	15m未満	24(20.7)
	15m以上 100m未満	68(58.6)
	100m以上	24(20.7)
計		116(100)

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 ( )内は、構成比である。

② 点検診断事業を実施した場合、都道府県知事は農道保全対策計画を作成するものとなっているが、同事業を実施している10地区では、調査時点では、事業未了であったため、計画を作成している例はなかった。

農道保全対策計画は、都道府県知事が独自に作成することとされているが、農道保全対策事業実施要領において、同計画の様式や記載すべき具体的な内容は示されていない。

なお、国土交通省では、点検結果に基づき適切な維持管理を実施するため、長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱において、計画の様式を具体的に提示している。

③ 調査した12農道管理者(12市町村)において、農道保全対策事業を実施するための農道保全対策基本方針を作成しているものはみられなかった。その理由として、i) 農道の管理業務は、主に農道路面の補修等であり、農道橋の維持管理は実施していないため、ii) 同事業の存在、又は事業内容を承知していなかったため、iii) 農道橋の修繕等は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(注)など、他の補助事業等を活用しているため、iv) 市町村が実施する事業は実施面積が狭く、農道保全対策事業の採択要件を満たさないことから単独事業で実施しているため、v) 点検診断事業についても、保全対策事業と同様に採択基準を満たす必要があると認識していたためなどを挙げている。

なお、調査した農道管理者からは、農道橋の保全対策について、i) 農道橋の点検要領等の整備、ii) 定期点検に係る補助金制度の創設、iii) アセットマネジメントを導入するための技術支援などの意見・要望があった。

(注) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)に基づき、活性化計画を作成した都道府県及び市町村が、①農林漁業の振興その他就業機会の拡大、②定住等促進のための良好な生活環境の確保、③都市等との地域間交流の促進などの事業の実施に要する経費に充てるため交付される交付金である。

表 3-(1)-⑬

## イ 林道改良統合補助事業の見直し等

### 【制度の概要等】

林野庁は、森林法第4条の規定に基づき策定された「森林整備保全事業計画」（平成16年6月8日閣議決定）に基づき、治山施設、林道及び作業道の機能強化などにより既存施設の有効活用を推進することとしており、事業の計画・実施段階においては、社会資本整備重点計画など他の公共事業計画に位置付けられた事業との連携を推進し、効果的かつ効率的に森林の整備・保全を進めることとしている。

また、林野庁では、既設の林道及び作業道について、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会的要請に対応するため、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）に基づき、林道改良統合補助事業を実施しており、橋梁改良として、建設後5年以上経過した林道橋のうち、機能が喪失又は著しく低下している林道橋の架け替え、新設又は塗装工事を実施するものとしている。

なお、同事業には、林道橋の維持管理に当たって、ライフサイクルコストを縮減するなど長寿命化対策に関する考え方及びこれに基づく事業等は実施されていない。

### 【現状及び問題点等】

林道改良統合補助事業による林道橋の保全対策の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

- ① 平成16年度から20年度までの5年間に全国で林道改良統合補助事業を活用して林道の改良等を実施しているものは399地区となっている。
- ② 調査した25林道管理者（5道県及び20市町村）において、平成16年度から20年度までの間に林道改良統合補助事業を活用して林道の改良等を実施しているものは6管理者（計94地区）ある。これらのうち、林道橋の改良を実施しているものは2管理者（2地区、3橋）となっており、事業内容は、林道橋の耐震工事、塗装工事などとなっている。

林道管理者では、同事業を活用できない理由について、市町村が実施する事業は規模が小さく林道改良統合補助事業の採択基準（注）を満たさないためなどとしている。

なお、同事業では林道橋の長寿命化対策に関する取組が考慮されていないため、実施した地区において予防保全的な取組はみられない。

（注） 森林環境保全整備事業実施要領では、林道改良統合補助事業の要件を、i) 地域森林計画に記載された林道であること、ii) 林道規程に規定する自動車道の改良であること、iii) 1か所の事業費が900万円以上であること、iv) 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、それぞれの林道の区分ごとの利用区域内森林面積及び改良効果指数が基準を満たすこととしている。

表 3-(1)-⑭

表 3-(1)-⑮

表 13 林道改良統合補助事業の実施状況 (単位：地区、橋)

区 分		平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	合計
実施地区数		23	18	20	19	14	94
うち、林道橋の改良を含むもの	地区数	1	0	1	0	0	2
	橋梁数	1	0	2	0	0	3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 事業が複数年度にわたって実施されている場合は事業終了年度に計上した。

- ③ 調査した林道管理者からは、林道改良統合補助事業について、i) 林道橋の長寿命化対策を取り入れた事業内容の見直し、ii) 地方公共団体の事業規模に合った採択基準の見直し、iii) 点検等に係る補助事業の創設などの意見・要望があった。

表 3-(1)-⑩

### 【所見】

したがって、農林水産省は、農道橋及び林道橋における長寿命化対策を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。その際、農林水産省は、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。

- ① 農道橋について、そのライフサイクルコストの縮減を図る観点から、地方公共団体に対して予防保全的な維持管理の有効性に係る周知等を行い、農道保全対策事業（点検診断事業）の活用を促進すること。

また、点検診断事業の点検診断結果等を長期的な維持管理に有効に生かせるよう、道路橋の長寿命化修繕計画などを参考とし、地方公共団体とともに農道保全対策計画の内容の充実について検討すること。

- ② 林道橋について、その利用状況等の実態を把握した上で、現に一般交通の用に供されているものについては、地方公共団体等とともにライフサイクルコストの縮減に向けた管理手法の導入を検討すること。

表3-1-⑪ 一般道と農道、林道との道路ネットワークの状況

i) 一般道と農道とのネットワーク (例)



三重県度会郡度会町

出典：「電子国土」 URL <http://cyberjapan.jp/>

ii) 一般道と林道とのネットワーク (例)



埼玉県飯能市

出典：「電子国土」 URL <http://cyberjapan.jp/>

### 表 3 - (1) - ⑫ 農道保全に関する規程

#### ○ 食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）（抜粋）

##### 第一章 総則

##### （目的）

第 1 条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

##### 第二章 基本的施策

##### 第一節 食料・農業・農村基本計画

第 15 条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

二 食料自給率の目標

三 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

#### ○ 「食料・農業・農村基本計画」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）（抜粋）

第 1～第 3 2 (6) (略)

(7) 農業生産の基盤の整備

農地・農業用水は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を通じて、国内農業の生産性の向上と食料供給力の確保を図る。

ア (略)

イ 農業水利施設等の適切な更新・保全管理

農業用水を適切に供給するため、基幹から末端まで一貫した用水供給機能・排水条件を確保する。また、既存ストックの有効活用の観点から農業水利施設等の長寿命化を図り、これらのライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかる全てのコスト）を低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する。その際、これらの施設の円滑な管理がなされるよう、土地改良区に係る体制や制度を整備する。

(以下略)

#### ○ 「農道整備事業実施要綱」（昭和 52 年 4 月 16 日付け 52 構改 D 第 239 号農林水産事務次官）（抜粋）

第 1 (略)

第 2 事業の内容

この事業は、都道府県営農道整備事業並びにこれと併せ行う用地整備事業、駐車場整備事業、ライフライン収容施設整備事業及び生態系保全施設整備事業とし、事業の内容は次のとおりとする。

(1) 都道府県営農道整備事業（以下「県営事業」という。）

ア 広域営農団地農道整備事業

広域営農団地農道整備事業とは次のとおりとする。

(ア)・(イ) (略)

イ 基幹農道整備事業

(略)

ウ 一般農道整備事業

(略)

エ 農道保全対策事業

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであって、農林水産省農村振興局長が別に定める事業の内容に該当するもの。

(2)～(5) (略)

第3 (略)

第4 事業の採択基準

1 県営事業

(1)～(3) (略)

(4) 農道保全対策事業

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであって、農村振興局長が別に定める採択基準に該当するもの。

(以下略)

○ 「農道保全対策事業実施要領」(平成19年3月30日付け18農振第1877号農村振興局長)(抜粋)

第1 趣旨

農道整備事業実施要綱(昭和52年4月16日付け52構改D第239号農林事務次官依命通知。以下「農道要綱」という。)第2の(1)のエの農道保全対策事業(以下「本事業」という。)の実施の取扱いについては、農道要綱に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 事業の内容

1 本事業のうち4の(1)及び(2)の事業は、第3に定める農道保全対策基本方針に即して作成される農道保全対策事業計画に基づき、都道府県が実施するものとする。

2 本事業のうち4の(3)の事業は、第5に定める緊急対策施行申請書に即して作成される緊急対策事業計画に基づき、都道府県が実施するものとする。

3 農道要綱第2の(1)のエの農村振興局長が別に定める事業の内容は、4に掲げるとおりとする。

ただし、4の(2)の③については、4の(2)の①又は②と併せ行うものとする。

4 事業種類の細目等は次のとおりとする。

(1) 点検診断事業

施設について、利用環境の把握、現状機能の評価、保全対策の検討に必要な調査及び保全対策計画の策定

(2) 保全対策事業

① 施設機能保全対策

老朽化等により機能低下した施設の修繕、補強及び更新並びに施設機能の保全に必要なその他の工事

② 交通安全及び物流効率化対策

(略)

③ 環境保全対策

(略)

(3) 緊急対策事業

(略)

- 5 都道府県知事は、4の(1)の事業を実施した場合には、施設の点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた農道保全対策計画を作成するものとする。

### 第3 農道保全対策基本方針

- 1 第2の4の(1)及び(2)の事業を実施する予定の農道を管理する市町村長等（以下「市町村長等」という。）は、当該農道の利用状況、管理の状況、周辺環境の状況、事業の必要性及び将来の管理の方針を取りまとめた農道保全対策基本方針（以下「基本方針」という。）を作成し、都道府県知事の承認を得るものとする。

ただし、市町村長等の要請により、事業の対象区域、事業の内容等を勘案し、都道府県知事が作成する場合にあってはこの限りでない。

なお、事業の対象区域が複数の市町村にまたがる場合にあっては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て基本方針を作成することができる。

2・3 (略)

### 第4 農道保全対策事業計画

- 1 都道府県知事は、基本方針の範囲内で補助事業として実施する路線について農道保全対策事業計画（以下「事業計画」という。）を作成するものとする。

2～5 (略)

### 第5・6 (略)

### 第7 事業の採択

- 1 農道要綱第4の1の(4)の農村振興局長が別に定める採択基準は、受益面積の合計が50ヘクタール以上、総事業費の合計が30百万円以上とする。ただし、第2の4の(1)の事業についてはこの限りでない。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 3 - (1) - ⑬ 農道橋の保全対策に関する農道管理者の意見・要望

事項	意見・要望の内容
定期点検等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農道橋の定期点検に関する国のガイドラインの作成を望む。</li> <li>・ 農道橋の種類、構造及び規模別に必要な点検基準等を国から示してほしい。基準もなく、各地方公共団体が個々に点検要領をまとめた場合、安全基準において地方公共団体間で差が生じ、安全確保の目的が達成できない懸念がある。</li> <li>・ 国が明確な点検基準を作成し提供してほしい。</li> <li>・ 地方公共団体職員でも活用できる簡易な点検基準を示してほしい。</li> <li>・ 点検要領等の整備、定期点検の実施を義務化すべき。</li> <li>・ 農道橋の定期点検に係る補助金制度を設けてほしい。</li> <li>・ 点検方法等に関する情報提供などの技術支援を望む。</li> </ul>
農道保全対策事業に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農道保全対策事業の採択基準を引き下げてほしい。</li> <li>・ 本事業の受益面積は 50ha 以上とされているが、地方公共団体が実施する事業は同要件を満たさないものが多いことから、面積要件の緩和、又は撤廃を望む。</li> <li>・ 市町村では、受益面積及び総事業費に係る採択基準を満たすことは困難である。</li> <li>・ 現行の補助制度の採択基準について、1 か所の事業限度額を引き下げ、補助率を上げる必要がある。</li> </ul>
橋梁アセットマネジメントに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農道橋のアセットマネジメントを導入するための技術支援として、職員の専門的知識の習得のための講習会等の開催、国等から地方公共団体への技術者の派遣等を望む。</li> <li>・ 農道橋に関するアセットマネジメントを導入するための手法等に関するマニュアルを作成・提供してほしい。</li> <li>・ 市が独自に農道橋のアセットマネジメントに取り組む余裕はないため、国が先導してアセットマネジメントを推進してほしい。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">なお、農林水産省では、平成 19 年度から農業用水路などの基幹水利施設ストックマネジメント事業を実施しており、農道橋についても同様の対策が必要である。</p>

(注) 当省の調査結果による。

### 表 3 - (1) - ⑭ 林道保全に関する規程

#### ○ 「森林整備保全事業計画」(平成16年6月8日閣議決定)(抜粋)

森林法(昭和26年法律第249号)第4条第5項の規定により、平成16年度から平成20年度までの森林整備保全事業計画を次のとおり定める。

#### 第1章 森林整備保全事業についての基本的な方針

##### 1 基本的な方針 (略)

##### 2 事業実施に当たっての留意事項

(略)

##### (1) 施策連携の強化等

(略)

他の公共事業計画との連携

森林は国民生活の様々な分野に深くかかわっていることから、事業の計画・実施段階等において、社会資本整備重点計画など他の公共事業計画に位置付けられた事業との連携を推進し、効果的かつ効率的に森林の整備・保全を進める。

##### (2) 森林資源及び既存施設の有効活用

(略)

また、治山施設の機能の回復、林道や作業道の機能強化などにより既存施設の有効活用を推進する。

(以下略)

#### ○ 「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)(抜粋)

森林環境保全整備事業の実施については、森林環境保全整備事業実施要綱(平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)によるほか、この要領によるものとする。

#### 第1 事業区分及び事業内容等

森林環境保全整備事業の区分毎の事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

(略)

##### 3 機能回復整備事業

本事業は、要綱に規定する保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業、被害地等森林整備事業、森林災害等復旧林道開設事業及び林道改良統合補助事業を次により実施するものとする。

##### (1) 事業内容

ア～ク (略)

##### ケ 林道改良

既設林道及び作業道について、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。

なお、林道改良の種類は、次に掲げるものとする。

##### (ア) 橋りょう改良

架設後5年以上経過した橋りょうで、その機能がそう失しているもの若しくは著しく低下していると認められるものを永久構造の橋りょう(必要最小限度の取付道路を含む。)に架け替える工事又は当該橋りょうを架け替えることが著しく困難若しくは不適當な場合において、これに変わるべき必要な施設を新設する工事及び橋りょうを

塗装する工事

(イ)～(セ) (略)

(2) 対象事業の範囲

機能回復整備事業の対象とする事業内容は次のとおりとする。

ア～エ (略)

オ 林道改良統合補助事業

林道改良統合補助事業の対象とする事業内容は、(1)のケとする。

(3) 事業主体

ア～エ (略)

オ 林道改良統合補助事業

都道府県、市町村、森林組合等

(4) 事業規模等

ア・イ (略)

ウ 林道改良統合補助事業

次に掲げるすべての要件（ただし、(1)のケの(イ)の作業道改良、(ウ)及び(エ)にあっては、cに限る。また、(1)のケの(ウ)にあっては1の(4)のキを、(1)のケの(エ)にあっては1の(4)のクを準用するものとする。）に該当するものであること。

a 地域森林計画に記載された林道であること。

b 林道規程に規定する自動車道の改良であること。

c 1箇所の事業費が900万円以上であること。

d 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、それぞれの林道の区分ごとの利用区域内森林面積及び告示付録第4（第14項第2号関係）に定める算式により算出した数値（以下「改良効果指数」という。）が(a)の基準を満たすこと。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合には、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。

(a) 利用区域内森林面積、改良効果指数の最低基準は、幹線林道にあっては告示第14項第1号及び第2号に定める基準、その他にあっては50ヘクタール及び0.9とする。

(b) 過疎地域、旧過疎地域に係る路線の基準については、(a)の規定を準用するものとし、この場合において、「50ヘクタール」とあるのは「30ヘクタール」と読み替えるものとする。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

**表3- (1)-⑮ 林道改良統合補助事業を活用できない理由**

- ・ 県や市が実施する事業は、事業費が900万円未満であることから採択要件を満たさなかったため。
- ・ 利用しやすい他の事業（地域再生基盤強化交付金）で実施した。
- ・ 事業実施に伴う費用便益を計上することが困難な状況であった。
- ・ 小規模のコンクリート床版橋等では、事業費が採択要件を満たさない場合が多い。
- ・ 林道改良統合補助事業の補助率は、事業費の50/100（幹線林道に係るもの）とされているが、大規模な事業の場合、町の負担額も大きく財政上の問題から事業が実施できない。

- ・ 林道改良統合補助事業の採択要件に該当しないものについては、県の単独事業である林道・治山事業単独県費補助事業を活用している。

(注) 当省の調査結果による。

**表 3 - (1) - ⑯ 林道橋の保全対策に関する林道管理者の意見・要望**

事項	意見・要望の内容
定期点検等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産省から明確な指示や補助等がないと市単独で林道橋の点検要領等の整備を行うことは困難である。</li> <li>・ 国（又は県）において、林道橋の点検の指針となる要領を作成し市町村に示してほしい。</li> <li>・ 地方公共団体の職員など専門的知識がなくてもできる簡易な点検要領等を作成し提供してほしい。</li> <li>・ 橋梁の専門家以外の者でも点検が可能であり、また、専門的な機器を使用しなくても実施が可能な林道橋に特化した全国統一的な点検マニュアルの整備が必要である。</li> <li>・ 道路橋、農道橋及び林道橋の統一した点検要領等の整備が必要である。</li> <li>・ 林道橋の種類、構造及び規模別に必要な点検基準を国主導で示すべき。基準もなく、各地方公共団体で点検要領をまとめた場合、安全基準において地方公共団体間で差が生じ、安全確保の目的が達成できない懸念がある。</li> <li>・ 点検要領等の整備、定期点検の義務化など、国から地方公共団体に対して指導すべき。</li> <li>・ 一般車両が乗り入れている林道もあることから、道路法上の道路に準じた管理基準を国が示すべき。</li> <li>・ 地方公共団体では、専門的知識がないことから、損傷等の判断及び適切な処置が可能な基準を含めた点検要領を示してほしい。</li> <li>・ 林道橋の点検に関する情報提供及び点検方法などの技術支援の実施を望む。</li> <li>・ 林道橋の点検に必要な技術習得のための研修等の開催を望む。</li> <li>・ 国土交通省が管理する道路橋において発見された損傷事例等の情報提供を望む。</li> <li>・ 点検結果等に基づく補修等の必要性を判断するための基準を示してほしい。</li> </ul>
補助事業に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林道橋の点検・診断に係る補助金制度を設けてほしい。</li> <li>・ 林道橋の点検・診断等に関する財政的支援を望む。</li> <li>・ 林道改良統合補助事業の採択基準を引き下げてほしい。</li> <li>・ 林道改良統合補助事業の採択基準である利用区域面積(50ha 以上)や事業費(900万円以上)を緩和し利用しやすいものにしてほしい。</li> <li>・ 林道改良統合補助事業においても、林道橋の長寿命化に対する事業を対象とすべき(例:道路橋の長寿命化修繕計画策定のための補助制度)。</li> <li>・ 林道改良統合補助事業を活用するためのマニュアル等を示してほしい。</li> </ul>
橋梁アセットマネジメントに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林道橋のアセットマネジメントを導入するための、橋梁情報のデータベース化や現況調査等が不十分であるため、アセットマネジメントを推進するための財政支援を望む。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。